

勝央ふるさとミュージアム（登録有形文化財旧勝田郡役所庁舎） 貸室利用のご案内

勝央町の歴史を今に伝える勝央ふるさとミュージアム（国登録有形文化財 旧勝田郡役所庁舎）の活用を図り、多くの方々が訪れていただくことを目的に下記のとおり部屋の貸出しを行っています。

1 部屋名・・・図参照

- ・ギャラリー1（2階 119㎡・・・旧議場）
- ・ギャラリー2（2階 25㎡）
- ・多目的室（1階 66㎡・・・増築棟）

2 使用可能日、時間

- ・火・木・金・土・日、及び祝日 ※ミュージアムの開館日
- ・午前10時～午後4時 ※準備・搬入・片付けを含む

3 使用期間等

1回に使用できる期間は、休館日を含む連続した10日間以内。

4 対象

個人や団体による趣味の活動、生涯学習・文化活動の成果発表の場、地域イベントなど町の活性化と文化の発展に寄与するもの。（※文化財の建物であることや、歴史博物館を主な用途とするため、施設の目的に合わないものは使用できません。）

・主な使用用途

生涯学習・文化活動（絵画、陶芸、写真など）、趣味の活動（製作、ハンドメイドなど）などの展示・発表の場。講座やワークショップ、会議。地域イベントなど。

5 使用料

区分	使用料(1日当たり)		
	ギャラリー1	ギャラリー2	多目的室
町内に住所を有する個人・団体	3,000円	1,000円	2,000円
町外に住所を有する個人・団体	6,000円	2,000円	4,000円

（※冷暖房使用加算は5割増。入場料・販売加算は10割増。）

6 使用手続きの流れ

1 事前相談

具体的な使用目的や希望日が決まりましたら、勝央町教育委員会（公民館内）担当者へご相談ください。

2 申請

相談の結果、貸出しが可能となりましたら、町教育委員会へ企画書や計画書を添付の上、使用許可申請書（様式第1号）をご提出ください。

3 使用料納付

使用許可の通知と使用料納付用紙をお渡しします。事前に使用料を納付ください。

4 使用

※申し込み期間は、使用予定日の3ヵ月前から15日前までです。大きな事業の場合はご相談ください。

7 施設の使用制限および禁止・注意事項など

（1）施設使用の制限

使用目的が以下に該当する場合は使用を許可しません。

- ・秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。
- ・施設を損傷するおそれがあるとき。
- ・施設の目的に反するとき。（営利目的、宗教・政治活動）
- ・その他、管理上支障があると認めるとき。

（2）禁止行為・注意事項

文化財の建物ですので、以下への配慮をお願いします。

- ・建物をき損または汚損する行為。
（※破損、汚損したときは使用者の責任において現状に復すること。）
- ・所定の場所以外での飲食は原則禁止。
（※多目的室は飲食可、談話室は飲料のみ可。）
- ・敷地内での喫煙、火器の使用、危険物の持ち込み。
- ・ペット同伴での入館（盲導犬等を除く）
- ・その他、職員が管理上不相当と認める行為。

(3) その他

- ・施設使用後はきれいに清掃し、ゴミ等は持ちかえってください。
- ・施設使用期間中、作品などの展示物は使用者の責任において管理してください。
- ・ギャラリー1、2については、一般観覧できない状態（締切）の使用はできません。
- ・保有する備品（可動パネル・長机・イス・展示用具（フック等）は利用できますが、使用に必要な備品は使用者で用意してください。

8 お問い合わせ先

○勝央町教育委員会（公民館）

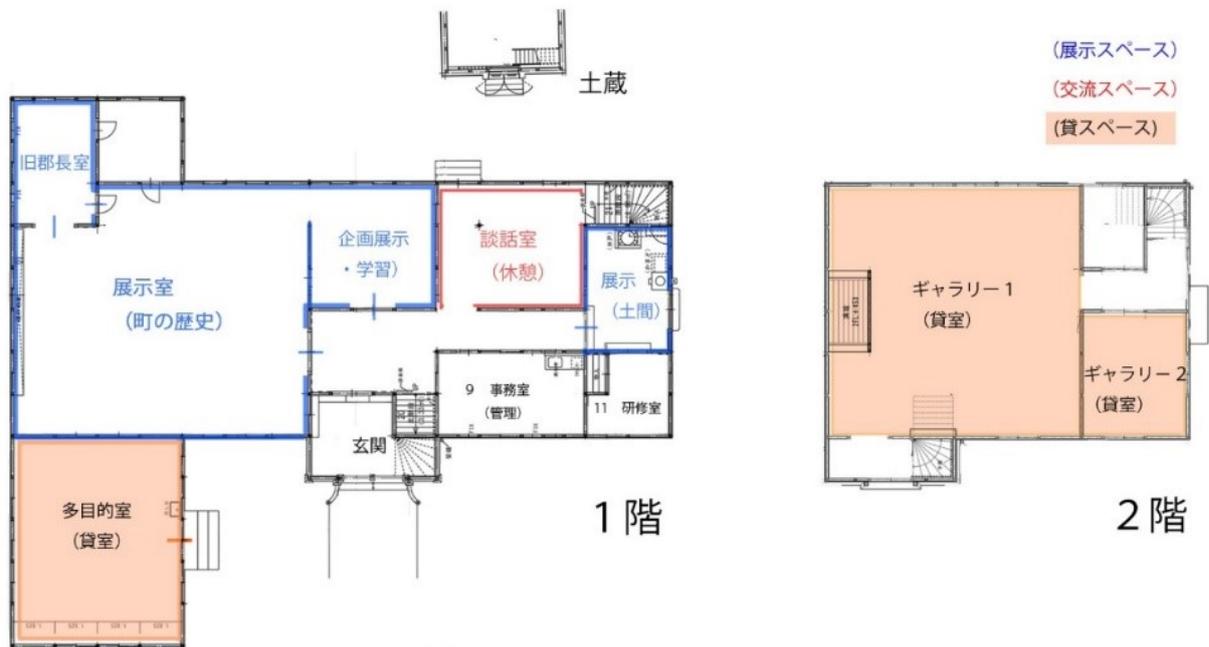
電話 0868-38-1753、FAX0868-38-2580

メール syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp

○勝央ふるさとミュージアム

電話 0868-38-2581

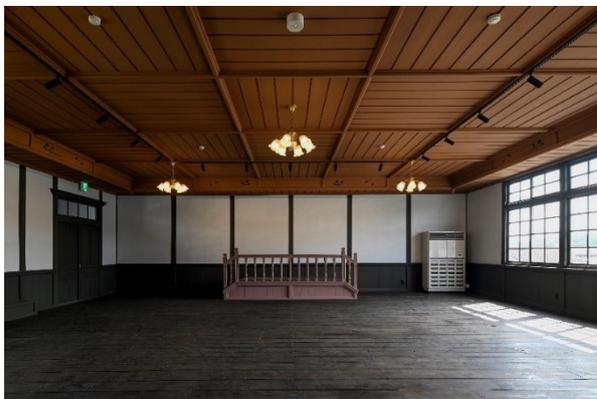
(貸部屋配置図)



勝央ふるさとミュージアム
—旧勝田郡役所庁舎—

館内図

(貸部屋の写真)



ギャラリー1



ギャラリー2



多目的室